



## 講義

育兒學（續）

中村 五六

### 第三章 幼兒の營養

●生母の乳、幼兒は生れて二三週の間は始終眠るのと乳を飲むの時に時を過ぐしまして、乳を消化し身體の養を取り不潔物を排出するの外、何の働きをもいたしませぬ。故に幼兒には、身體の營養を取り發達を遂げ、且つ日々の消費を償ひまする資料を正しく與ふると、第一に大切なることであります。幼兒生れたるとき暫くの間は、乳を飲ましむるの要はありませぬが、母親の氣分も稍、快復いたしたるとき、即ち通

例十時間内外の後に、始めて之を與へます。

母の乳は、初は其の質水多く、且つ出づる分量も少く、兩三日にして漸く濃くなり、分量も多くなります。是れが自から幼兒の必要に適ひて居ますことは、實に嘆賞の外ありませぬ。其の譯を申すは、幼兒の生れたてには、腸の中に蝦糞と申す不用のものがありますれば消化の働きを遂げんには、之を排出しなければなりません。最初に出づる水多き乳は、下劑の効をなしませぬ。一日若しくは二日にて蝦糞を全く排出して仕舞ひます。母の乳が追々濃くなり、養分の富むに従ひまして、幼兒の胃も腸もよく之を受け又よく消化するやうになります。

斯く蝦糞を排出するに、自然の妙法あるに拘はらず、特更にさくりなどを與へまするは、先づ無用のことたるのみならず、時によりては害を引き起すと云ふこと

でありますれば、乳の外に何かを與ふべき要ある折には、醫師の指圖を受くることが安全の策と思はれます。

母親の健康宜しからずして、乳出でざるときにも、猶は幼児に乳房を授けますれば、自ら出づることがあります。若し乳愈々出でざるときには、成るべく生母の乳に似寄りたる營養品を與ふことが大切です。困て此の場合には、先づ適當なる乳母の乳、次に牛乳等を宜しといたします。

●授乳の時 幼児の胃が乳を消化し得るには、凡そ一時四十五分を費すと申しますれば、乳を與ふるに最も注意すべきは、分量を過さず、二三時間間を置きて飲ましむべきことです。一杯の乳もよく消化いたしますれば、胃が消化し能はざる時に於ける二杯の乳よりも、多分の營養を生ずるものであります。然る

に、幼児が泣くときは、其の原因如何を問はず、又場所をも構はず、直に乳を授ける母親あるのは、實際に少からぬやうであります。全體幼児が泣くは、必しも空腹の爲にあらず、其の感覺鋭くして、熱さ寒さによることあり、衣服の緊り過ぎたるによることあり、同一の位置に長く臥して體の一部が壓さるゝによることあり、抱き矩合のよろしからざるによることあり、まばゆき光線、やかましき音響によることあり、或は却て乳を飲み過ぎしによることあり、其原因は何にしても不快の感を起して、之を示すは、常に泣くといふことになりす。

そも、幼児に乳を與ふるは素と之を養ふが爲にして、其の泣くを靜むる目的でありませぬから、泣く度ごとに乳房を含ましむるは、其の法に合ふものとは申されませぬ。幼児の泣くは時には運動となるの利益も

ありまして愈々害となりまするは、屢々にして長く續き、又眞に苦痛に因るときであります。泣く中に害となるものと、ならざるものとの區別は、容易く分りますれば、永く兩者を相混じて同一のものと思ひまする母親は、至て少からうと考へます。

幼児に乳を與ふるに、一定の時によらずして不規則の習慣を附くるときは、母は晝間に於ては其の仕事を妨げられ、夜分に在りては安眠をなすこと能はず、誠に煩勞に堪へざる次第に立ち至ります。しかのみならず、頻々多量の乳を與へるときは、胃は之を消化する力ありませぬ故、乳は胃中に腐敗して、吐出或は腹痛下痢等を發するの恐もあります。されば、晝間は二時間若しくは三時間に一回づ、夜分は四時間若しくは四時間半に一回づ、規則正しく乳を與ふるやう、最初より習慣を附くることは、幼児の爲に又母親の爲

に最も必要のこと、存じます。

●乳を與ふる母親の注意 幼児に乳を與ふる

母親は、常に其の心の平安を養ひ、其の身體の健康を保つことは、極めて大切のことであります。母親の精神平安ならず、身體健康ならざるときは、乳の性質を變じ分量を減ずるものであります。されば、務めてはげしく感情を動かすことなく、心は常に平かに樂しくして、憂に沈み怒を發するやうのことなく、又食物宜しからず、運動十分ならず、不潔の空氣を呼吸し、不足の睡眠に陥る等のことありて、其の健康を害ふやうのこどなきごとく注意あらんことを肝要といたします。

生母の乳が子どもに取りて最良の食物たることは、申さずとも既に明かなること、思ひますが、母が其の子どもに乳を與へて、自分の身體も之が爲に藥に勝る利益

となります、是れ乳を與ふるが爲に、産後の本復を易くし健康無恙を來すによる譯でありまして、若し哺乳の役をなさざれば却て、分娩にて變化を受けたる子宮に病を醸し、或は全身倦勞を生じ心地わしく胸塞り、とかく病を起し易くなりませす。故に母親が其子に乳を與ふるは、自然の約束とは申しながら、母と子どもの兩方に利益あることでありませす。されども、母の身體の質により、或は病氣の模様にて、其の乳惡しきことありませすれば、之を與へて母子共に健康を害し、病に罹るの不幸を見るに至ることがありませす。されば乳を與ふべきと、與ふべからざるとの鑑別は、最も大切のことでありませすれば、今注意の爲左に與ふべからざる場合を擧げて置きませう。

○乳の出づる分量極めて少き時 ○乳の成分の不完全なる時 ○乳房に病ある時 ○神経病に罹れる時 ○肺結

核及び梅毒を病める時 ○熱性病に罹れる時 ○再妊せる時 ○甚しく貧血なる時。



## 史 傳

藤田東湖の妻里子 (ついで)

下村三四吉

健が東京より郷里水戸にかへるや、茨城縣警部長の職を奉じけるが、幾ばくもなくして、同縣の書記官に進み、老母の孝養ますます怠りなかりき、然るに、里子は、多年心身勞苦の結果にやありけん、十八年の春輕症の中風にかかりぬ。容態さしてかはりたることもなければ言語は甚だ鈍くなりぬ。かくして二十一年の初夏に至り、また瘧疾に胃され、癒えては病み、病み